

# 令和8(2026)年度老人福祉施設指導監査実施方針

## 1 目的

老人福祉施設の適正な運営の確保と業務実施水準の向上を図ることにより、利用者の福祉の向上に資することを目的として指導監査を実施する。

## 2 対象

老人福祉施設（養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム）

## 3 実施方式

### (1) 一般監査

老人福祉施設に対する一般監査については、国の定める「老人福祉施設に係る指導監査指針」（令和3年11月15日付老発1115第4号 厚生労働省老健局長通知別添）に基づき、原則として3年に1回実地を実施する。ただし、前回の一般監査の結果、継続して一般監査を行う必要があると認められる場合は、必要の都度、実施することとする。

また介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設である特別養護老人ホーム、指定特定施設入居者生活介護事業所である養護老人ホーム及び軽費老人ホームに対する一般監査は、介護保険施設等指導実施要領に基づく指導と併せて実施する。

なお、実施に当たっては、確認項目の重点化による所要時間の短縮を図り、効率的かつ効果的な指導を行うものとする。

### (2) 特別監査

特別監査は、次のいずれかに該当する場合に随時行うものとする。

なお、必要に応じ、通知（予告）をしないで実施することがある。

ア 施設運営に不正又は著しい不当があったことを疑うに足る事由があるとき

イ 基準違反があると疑うに足る事由があるとき

ウ 一般監査によっても指示した事項について是正改善がみられないとき

エ 正当な理由がなく、一般監査を拒否したとき

オ 死亡事故等の重大事故が発生した場合又は利用者の生命・心身・財産への重大な被害が生じるおそれのある情報が得られたとき

カ 高齢者虐待の疑いがあるとき

## 4 確認項目

一般監査は、国が示した老人福祉施設指導監査指針に定める「確認項目及び確認文書」に基づき、効率的に実施する。ただし、施設の人員、設備及び運営に関して疑義が生じ、詳細を確認する必要があると認めるときは、これによらずに行うものとする。

また、令和6年基準省令改正に伴い新設された基準のうち、経過措置期間が設けられた事項（協力医療機関との連携強化等）について、取組状況を確認し、必要な助言を行う。

## 5 重点事項

昨年度までの一般監査結果等を踏まえ、次のとおり特に確認すべき事項を定める。

(1) 人員

従業者の員数、職務内容、必要な資格、常勤・非常勤体制、専従・兼務体制、勤務実績

(2) 適切な入所者処遇の確保

- ① 身体的拘束等の適正化に関する取組（研修、委員会の開催、指針の整備）
- ② 事故防止、発生時の適切な対応、再発防止のための取組及び服薬管理
- ③ 苦情解決体制の充実・徹底

(3) 非常災害対策

- ① 非常災害対策計画（火災・自然災害）の作成・見直し
- ② 避難・救出等の訓練による実効性の確保、地域との連携

(4) 感染症対策

- ① 委員会の開催・従業者への周知
- ② 指針の整備、研修及び訓練（シミュレーション）の定期的な実施、担当者の設置

(5) 勤務体制の確保等

- ① 外部研修の活用、内部研修の充実など職員の資質向上への取組
- ② 職場におけるハラスメントによる就業環境悪化防止のための取組

(6) 業務継続計画

- ① 業務継続計画の策定（感染症に係る業務継続計画・災害に係る業務継続計画）
- ② 研修及び訓練（シミュレーション）の定期的な実施

(7) 高齢者虐待防止

- ① 虐待の未然防止、早期発見、虐待等への迅速かつ適切な対応
- ② 委員会の開催・従業者への周知
- ③ 指針の整備、研修の定期的な実施、担当者の設置